

公 告

分任契約担当官  
自衛隊札幌病院  
会計課長 村 中 真 人

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
4MT61AA00060		4MT11A73001 0001				5-7	
品名 または 件名							
全身用X線CT診断装置, CT診断車用 保守点検							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使用期限等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	UN						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
札幌病				札幌病 衛生資材部 衛生資材課			
搬入場所				納 期 または 工 期			
札幌病 衛生資材部 衛生資材課				令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること  
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」及び「契約条項」については、自衛隊札幌病院総務部会計課契約班に掲示する。細部は、第7項(2)の契約条項を適用する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。  
 入札日時場所：令和6年3月6日(水)10時00分 自衛隊札幌病院1F カンファレンスルーム

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。
- ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- エ 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(2) 適用する契約条項等

駐屯地標準契約書「役務請負契約条項」、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項及び部分払に関する特約条項

(3) 保証金等に関する事項

- ア 入札保証金  
 免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に因じないものとみなし、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金  
 免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 第1号で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 入札開始時刻に遅れた者による入札
- ウ 入札に関する条項に違反した入札
- エ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

オ 電報・電話・FAXによる入札

カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 落札決定方式

㍷総額が当課所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) 契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。

(8) その他

ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

イ 入札に参加する場合は、令和4・5・6年度の資格審査結果通知書（写）を提出すること。なお、すでに会計課に提出されている場合は、省略することができる。

ウ 入札に参加する者は入札書に次の文面を記載するものとする。

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」

エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

オ 郵便による入札は、自衛隊札幌病院総務部会計課契約班（担当：高橋）に入札書送付の旨を必ず電話連絡し、2重の封筒それぞれに、次の文面を記載し封印をするとともに、内封筒に入札書を入れ、内封筒以外に第7項第8号イの資格審査結果通知書（写）を同封し、簡易書留にて令和6年3月5日（火）17時00分までに担当者に到着したものを有効とする。

「令和6年3月6日（水）全身用X線CT診断装置、CT診断車用 保守点検 入札書在中」

カ 郵便入札を含む入札において、再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。ただし、初度の入札に参加した者のみ有効とする。

キ 入札会場への入室は、入札時間の15分前から可能とする。

ク 入札に関する問い合わせ先

自衛隊札幌病院 総務部 会計課 契約班（担当：高橋）  
TEL：011-581-3101（内線：4243）

ケ 仕様書に関する問い合わせ先

自衛隊札幌病院 衛生資材部 衛生資材課 整備班（担当：福本）  
TEL：011-581-3101（内線：4426）

(9) 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所

(7) 自衛隊札幌病院総務部会計課、札幌駐屯地北部方面会計隊、真駒内駐屯地第325会計隊、島松駐屯地北海道補給処調達会計部、札幌商工会議所

(イ) 自衛隊札幌病院ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsd/nae/hosp/>

イ 掲示期間

令和6年2月20日（火）～令和6年3月6日（水）

## 装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 資本関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。  
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合  
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (2) 人的関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。  
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合  
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	652529236075	仕 様 書 番 号
全身用X線CT診断装置，CT診断 車用 保守点検(X線管除く)	札幌病衛 5-7	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作 成	令和 5年 2月 1日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

## 1 総則

### 1.1 適応範囲

この仕様書は、自衛隊札幌病院において使用する全身用X線CT診断装置，CT診断車用の保守点検（X線管除く）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で「官側担当官」とは、本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### 法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成26年11月25日）」第2条第4項

薬機法第40条の2（薬食機発第0331004号）

医療法「平成4年法律第89号（平成4年7月1日）改正」

医療法第15条の2（業務の委託）

医療法施行令（第4条の6第5号）

医療法施行令規則第9条の7

## 2 一般的事項

### 2.1 実施場所

北海道札幌市南区真駒内17番地

自衛隊札幌病院

原則として上記において実施することとし、上記以外で実施する場合については別に定める。

### 2.2 注意事項

保守点検にあたり、当該器材も含め、建物、物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し、官側担当官の指示に従い、請負者側の負担において原状に復旧すること。

## 3 役務に関する要求

### 3.1 技術管理

保守点検にあたっては、医療法第15条の2に定める基準に適合する者が行うものとする。

### 3.2 保守点検要領

契約期間中は常に当該器材を良好に使用できる状態に維持するため定期点検及び不定期に発生した不具合の是正をその都度行い、調達要領指定書に示す保守点検内容に従い設置場所にて実施すること。

### 3.3 実施日時

点検日時は年2回（7，1月）実施し，細部の日程は官側と調整し実施するものとする。

#### 4 その他の指示

##### 4.1 疑義

保守点検中に不良箇所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

##### 4.2 提出書類

保守点検完了後，速やかに点検報告書および点検結果報告書各2部を提出するものとする。

##### 4.3 負担区分

###### 4.3.1

定期保守点検に伴う部品は請負業者負担とする。

###### 4.3.2

緊急保守整備等発生時に関わる部品（X線管を除く），出張料，作業料等及び役務に関わる費用は全て請負業者負担とする。

###### 4.3.3

緊急整備等発生時の場合は24時間対応とする。

###### 4.3.4

点検整備に掛かる電気，水道代は官給とする。

###### 4.3.5

請負業者が追加整備の診断，追加整備品の診断，追加整備作業を実施する際に生じた郵送費用は全額整備契約業者が負担するものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号			
	調 達 要 求 番 号	4MTT1A73001		
	調 達 要 求 年 月 日	令和 6年 2月 9日		
	作 成 部 課	衛生資材部衛生資材課		
	作 成 年 月 日	令和 6年 2月 9日		
品 名	全身用X線CT診断装置, CT診断車用 保守点検 (X線管除く)			
仕様書番号	札幌病衛5-7			
指定事項:				
1 設置場所 自衛隊札幌病院 放射線技術課 (CT診断車)				
2 保守点検対象品目				
装置名		規格・型式	製造番号	数量
全身用X線CT診断装置		Supria Advance	G1Z0181120	1台
3 定期交換部品				
No	部品名	ユニット	交換時期	
1	補助バンドL	寝台	12か月	
2	補助バンドR	寝台	12か月	
3	HDD	操作卓	24か月	
4	DVDドライブ	操作卓	36か月	
5	PC電源	操作卓	36か月	
6	SATA信号ケーブル	操作卓	36か月	
7	投光器	スキャナガントリ	36か月	
8	マザーボード用電池	操作卓	60か月以内	
9	パワーブラシティップ	スキャナガントリ	1800万回転または摩耗時	
10	シグナルブラシ伝達	スキャナガントリ	1800万回転または摩耗時	
4 保守点検内容				
1) 点検: 点検報告書に基づき実施する。				
2) 整備: 注油, 清掃, 調整及び定期部品交換等を行い, 安全かつ良好な運転状態を保持する。				
3) 故障・障害等発生 of 通報を受けた場合には, 業務 (診療等) に支障がないよう正常な状態に復旧の処置を行い, 復旧に時間を要する場合には官側の指示をうけるものとする。				

# 点検報告書

物品番号	652529236075
品名	全身用X線CT診断装置, CT診断車用
商品名	Supria Advance

点検日	受付No	測定値	段
ユニットコード	基準		
114	スキヤン時間	4.0 sec : 3.92~4.08 sec	
		2.0 sec : 1.96~2.04 sec	
		1.5 sec : 1.47~1.53 sec	
		1.0 sec : 0.98~1.02 sec	
		0.8 sec : 0.784~0.816 sec	
116	スキヤナガントリ	DPS200: 24V ± 0.25V	
	直流電源電圧	PS601: 24V ± 0.25V	
		APS501: 12V ± 0.12V	
117	検出器温度	APS602: 24V ± 0.24V	
	コントローラ表示	温度コントラ表示 45°C ± 1°C	
207	直流電源電圧	DPS1: 24V ± 0.25V	
301	直流電源電圧	DPS1: 12V ± 0.36V	
		PS2: 12V ± 0.3V	
702	DMS出力 16列装置	6800 ± 1360(S440~8160)	
703	X線管、検出器センター調整	方向	
	※16スライス2.0MHUは大焦点のみ 撮影条件: 120kV 50mA 2S D種: 基準 (0 ± 0.03mm)	D値	
704	2.0 MHU 焦点移動検出器確認(2.0MHUは大焦点のみ)		
	管電圧	スキヤン速度	焦点
	管電流	スキヤン速度	基準値
Large	100kV	30mA	2.0秒
		大	±8.0%以内

2.0MHU X線管活断時									
80kV ± 4kV	100kV ± 5kV	120kV ± 6kV	130kV ± 6.5kV						
管電流測定値 *1: 電源設備が50kVAの場合は測定不要									
大焦点									
80kV 大焦点	測定値	100kV 大焦点	測定値	120kV 大焦点	測定値	130kV 大焦点	測定値		
10mA ± 2mA		10mA ± 2mA		10mA ± 2mA		10mA ± 2mA			
50mA ± 5mA		50mA ± 5mA		50mA ± 5mA		50mA ± 5mA			
100mA ± 10mA		100mA ± 10mA		100mA ± 10mA		100mA ± 10mA			
225mA ± 22.5mA		225mA ± 22.5mA		200mA ± 20mA		180mA ± 18mA			

点検日		受付No		殿
-----	--	------	--	---

ファントムサイズ  $\phi 165$ (FOV210)  
撮影条件 120kV, 150mA, 2.0sec, F12

コリメーション	CT値				スライス	画像ノイズ	
	直線性		一様性			基準値(%)	測定値
	基準値(HU)	測定値	基準値(HU)	測定値			
10mm x 2i	0 ± 4		4以下		-	0.169 ~ 0.253	
7.5mm x 2i						0.194 ~ 0.292	
3.75mm x 4i						0.267 ~ 0.401	
0.625mm x 8i						0.603 ~ 0.905	
					両端1.8スライス	0.589 ~ 0.883	
					中心4.5スライス		

ファントムサイズ  $\phi 305$ (FOV350)  
撮影条件 120kV, 200 mA, 1.0sec, F32

コリメーション	CT値				スライス	画像ノイズ	
	直線性		一様性			基準値(%)	測定値
	基準値(HU)	測定値	基準値(HU)	測定値			
10mm x 2i	0 ± 8		8以下		-	0.700 ~ 1.050	
5mm x 4i						0.985 ~ 1.477	
2.5mm x 4i						0.897 ~ 1.345	
						1.359 ~ 2.039	
1.25mm x 1i					両端スライス	1.269 ~ 1.903	
					中央スライス	2.111 ~ 3.167	



# Supria定期点検報告書 年2回点検(ヶ月点検)

設置場所		代表製番		点検日	点検内容	基準・方法	結果	ユニット	コード	技術者番号		基準・方法	周期	結果	
										MRC-	点検者				
ユニット		級		次回点検日	MRC-		ユニット		技術者番号		基準・方法		周期	結果	
スキヤナガントリ		スキヤン駆動用ベルト張、ベルト張力		確認 (保守点検欄付録WS-A)	清掃	確認	12ヶ月	115	プリント基板	確認・清掃	確認・清掃	12ヶ月			
		スキヤン駆動用ベルト清掃		確認	清掃	確認	6ヶ月	116	電源電線	確認・清掃	確認 (保守点検欄付録WS-D、DMS-C)	12ヶ月			
		電磁ブレーキ 動作(スキヤン駆動部)		確認	確認	確認	12ヶ月	117	吐出器温度コントローラ表示	確認	確認 (保守点検欄付録DMS-B)	6ヶ月			
		電磁ブレーキ 調整(スキヤン駆動部)		確認	確認	確認	6ヶ月	118	インターホン	確認	確認	6ヶ月			
		エンコーダ位置検出フォトセンサ ごみ、ほこり		確認	確認	確認	6ヶ月	119	ガススプリング	確認 (クリースを発生しないこと)	確認	12ヶ月			
		エンコーダ磁気検出部不良確認		確認	確認	確認	6ヶ月	120	DMSユニット ファン	確認・清掃 (保守点検欄付録DMS-D)	確認	6ヶ月			
		エンコーダケーブル型番、接続確認		確認	確認	確認	6ヶ月	121	天井ファン	確認・清掃	確認	6ヶ月			
		タッチスイッチ (リフトカバーおよびコーンカバー)		確認	確認	確認	6ヶ月	101	投光器	交換	交換	3ヶ月			
		パワーブラシ、スリッパリング問題の清掃		確認	確認	確認	6ヶ月	201	天板線検知ストローク	ストローク表示確認 (戻付調整欄参照)	確認	6ヶ月			
		パワーブラシ、シグナルブラシ摩擦チェック		確認	確認	確認	6ヶ月	202	上下動ストローク	ストローク表示確認 (戻付調整欄参照)	確認	6ヶ月			
		パワーブラシ交換		確認	確認	確認	1800万回迄 または摩耗時	203	PAT動作	確認	確認	6ヶ月			
		シグナルブラシ交換		確認	確認	確認	1800万回迄 または摩耗時	204	SET送り動作	確認	確認	6ヶ月			
		コリメーター (ごみ、ほこり、ゆるみ、キズ)		確認	確認	確認	6ヶ月	205	動作時異常音	確認	確認	6ヶ月			
		スキヤナガントリ		投光器		確認	確認	確認	6ヶ月	206	プリント基板	確認・清掃	確認	12ヶ月	
X線透過窓(ごみ、よこれ)				確認	確認	確認	6ヶ月	207	電源電線管理	確認 (保守点検欄付録WT-C)	確認	12ヶ月			
ケーブル処理 (回収室内およびスタン部)				確認	確認	確認	6ヶ月	208	CAL用ファン取付台	確認	確認	12ヶ月			
X線管支持部(ゆるみ)				確認	確認	確認	6ヶ月	209	CAL用ファン	確認	確認	12ヶ月			
各ユニットおよび各ユニット部ターミナル (ごみ、ほこり、ゆるみ)				確認	確認	確認	6ヶ月	210	天板の固定	確認・補付	確認	12ヶ月			
チャイルドロック				確認	確認	確認	6ヶ月	211	スクリーン部(ごみ、ほこり)	確認・清掃・注油 (保守点検欄付録WT-E)	確認	6ヶ月			
EMERGENCY				確認	確認	確認	6ヶ月	212	レール部(ごみ、ほこり)	確認・清掃・注油 (保守点検欄付録WT-B)	確認	12ヶ月			
スキヤン時間				確認	確認	確認	6ヶ月	213	天板支持ローラー部(ごみ、ほこり)	確認・清掃	確認	12ヶ月			

点検日		受付No		殿	
ユニット	コード	点検内容	基本方法	周期	結果
総合	214	上下動駆動部ナット	摩耗確認 (保守点検欄付録WT-J)	12ヶ月	
	215	上下動駆動部送りネジ	注油 (保守点検欄付録WT-J)	12ヶ月 (WT-200のみ)	
	216	上下動駆動部ガススプリング	確認	12ヶ月 (WT-21のみ)	
	217	上下動駆動部送りネジ	注油 (保守点検欄付録WT-J)	12ヶ月 (WT-21のみ)	
	201	補助ハンドL	交換	12ヶ月	
	202	補助ハンドR	交換	12ヶ月	
	301	直流電源電圧	確認 (保守点検欄付録OC-B)	12ヶ月	
操作卓	302	スクリーン、画像表示、桌上コンソールの動作	確認	6ヶ月	
	303	内部点検	清掃・確認	6ヶ月	
	304	エラー記録	記録・確認	6ヶ月	
	305	CELL清掃	清掃・確認 (保守点検欄付録OC-H)	24ヶ月	
	301	HDD	交換 (保守点検欄付録OC-F)	24ヶ月	
	302	DVDドライブ	交換	36ヶ月	
	303	PC電源	交換	36ヶ月	
	304	SATA信号ケーブル	交換	36ヶ月	
	305	マザーボード用電池	交換	60ヶ月以内	
	401	内部全般	確認・清掃 (保守点検欄付録HV-B)	6ヶ月	
電源装置	402	冷却ファン	確認 (保守点検欄付録4.8.1)	6ヶ月	
	501	X線診断機・高電圧発生装置	清掃・確認 (保守点検欄付録HV-G)	6ヶ月	
	502	油漏れ	確認	6ヶ月	
	503	高電圧ケーブルの接続作業	清掃、シリコンオイルの塗布し (保守点検欄付録KT-B)	6ヶ月	
	504	冷却ファン	確認 (保守点検欄付録4.8.1)	6ヶ月	
	505	Autocalの検定、kV/mAの確認	調整、確認 (保守点検欄付録3.5.2、3.5.3)	6ヶ月	
	601	冷却扇	清掃	6ヶ月	
	602	冷却器・オイルホース	確認・確認	6ヶ月	
	603	高電圧ケーブルの接続作業	清掃、シリコンオイルの塗布し (保守点検欄付録KT-B)	6ヶ月	
	高電圧線 制御発生装置	X			
X					
X					
X					
X					
高電圧管装置	X				
	X				
	X				
	X				
	X				

ユニット	コード	点検内容	基準・方法	周期	結果
総合調整	701	抽出器(DMS)の駆動アークのチェック	確認 (保守点検欄付録3.6.3)	6ヶ月	
	702	抽出器(DMS)出力	Center値確認(保守点検欄付録参照) 点検表3枚目702	6ヶ月	
	703	X線管・抽出器センター調整	確認(保守点検欄付録参照) 点検表3枚目703	6ヶ月	
	704	高圧移動検出器のチェック	確認(保守点検欄付録参照) 点検表3枚目704	6ヶ月	
	705	77044キリ/レーゾ、GT値確認	確認 (保守点検欄付録SYSTEM-E)	6ヶ月	

特記事項

結果の記号(V:異常なし A:調整 B:修理 C:分解 D:給付 E:交換 F:清掃 G:注油 H:後日交換 T:特記事項参照 / :該当せず)

